

和歌山県総量削減計画の策定 及び 総量規制基準の改正 について

1 水質総量削減制度の概要

- 人口、産業の集中等により、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度
- 流域から流れ込む汚濁物質の「総量」の削減を図る
- 今回は第9次となる

総量削減基本方針【国】

総量規制基準の範囲の設定【国】

- ・ 水域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）ごと、項目（COD、窒素、りん）ごとに、大臣が削減目標等を設定

総量削減計画【都府県】

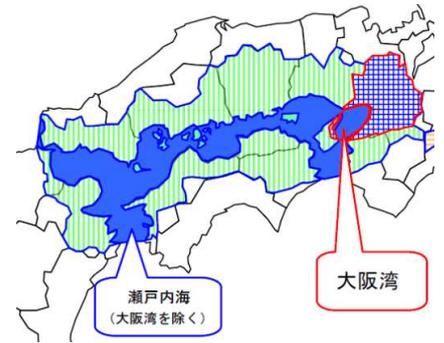
総量規制基準の設定【都府県】

- ・ 基本方針に基づき、削減目標量等を設定

※ 和歌山県の対象区域

大 阪 湾：和歌山市田倉崎より北部の海域及び当該海域に流入する河川の流域

瀬戸内海：日ノ御崎より北の紀伊水道東部の海域及び当該海域に流入する河川の流域



出典：環境省ホームページより加工して作成

2 瀬戸内海に係る総量削減基本方針(R4.1 環境省)

- 大阪湾：**湾全体として現在の水質を維持するための取組を継続**
湾奥部等の特定海域で局所ごとの課題に対応
- 大阪湾を除く瀬戸内海：**現在の水質から悪化させない**こと

総量規制基準の範囲

瀬戸内海においては、**規制基準の範囲は変更しない**

3 第9次 和歌山県総量削減計画（案）

総量規制基準（案）

(1) 目標量

人口予測・生活排水対策等を考慮した**R6予測値を目標量**とする
(トン/日)

	大阪湾を除く瀬戸内海				大阪湾		
	R6目標	R6予測	R1実績	(参考) R1目標	R6目標	R1実績	(参考) R1目標
COD	16	16	17	17	0.5未満	0.5未満	0.5未満
窒素	12	12	12	15	0.5未満	0.5未満	0.5未満
りん	1.0	1.0	1.0	1.0	0.05未満	0.05未満	0.05未満

- ・ 現在の水質を維持する
- ・ 国の規制基準の範囲が変更しない



- ・ **規制基準は変更しない**
- ・ 法令改正に合わせた、文言の修正のみ行う

(2) 目標達成のための主な施策

生活系排水対策	事業系排水対策	その他発生源対策	普及啓発
・ 全県域污水適正処理構想に基づき実施	・ 総量規制基準の遵守（立入検査等の実施）	・ 農水産業の対策 ・ 家畜排せつ物の利用 ・ 養殖に係る適正給餌等	・ 環境保全意識の高揚 ・ 環境保全活動への住民参加の推進

【8次から変更なし】

【8次から変更なし】

【基本方針に合わせ一部追記】

【8次から変更なし】

(3) その他必要な事項

藻場干潟等の保全、環境配慮型構造物の採用 等 【基本方針に合わせ一部追記】